

郡山市イメージキャラクター等 デザイン利用等マニュアル

Koriyama Image Character Design Manual



郡山市文化スポーツ部

国際政策課

平成27年8月

♪ 基本設定



郡山市イメージキャラクター

名前：がくとくん

性別：男の子

誕生日：2010年3月20日

生誕場所：夢の国ドリームランド

(郡山カルチャーパーク)

性格：人なつこく、陽気、好奇心旺盛で楽しいことが大好き。

音楽：ジャンルを問わず演奏することも聴くことも大好きである。

好物：郡山産米「あさか舞」に代表される郡山の米、ブランド産品、こおりやまグリーンカレー

将来の夢：郡山市を日本一魅力的なまちにすること。



がくとくんの妹

名前：おんぶちゃん

性別：女の子

誕生日：2011年11月12日

生誕場所：ニコニコこども館

性格：人見知りの恥ずかしがり屋さん。

お兄ちゃん（がくとくん）思いで、
大好きな音楽のことには、とても積極的。

音楽：ジャンルを問わず大好き。

でも特にピアノが好き。

将来の夢：お兄ちゃんと一緒に郡山市民文化センターの大ホールで演奏すること。










♪ 基本デザイン



郡山市イメージキャラクター

がくとくん

帽子には、「音楽都市」「楽都郡山」を表す音符をデザインし、また、郡山産米「あさか舞」に代表される米どころを表す稲穂をワンポイントに、本市の豊かな自然を表すグリーンの洋服を身にまとったかわいらしいキャラクターです。

	DIC87 …帽子 1、稲穂の穂		DIC75 …帽子 2、頬
	DIC173 …帽子 3、胴体		DIC99 …帽子 4
	DIC7 …顔		DIC129 …両腕、両足、稲穂の穂
	BLACK …縁取り、音符		WHITE …縁取り（帽子内側）
	DIC 2528 …後髪		

♪ 単色表記例（モノクロ）





♪ 基本デザイン





がくとくんの妹
おんぷちゃん

「東北のウィーン 楽都 郡山」を一目でわかりやすく、楽譜を頭に、スカートはピアノ、右手にタクトを持ったキャラクターです。郡山の魅力をタクトで奏で、音楽のことで頭がいっぱいです。

 DIC113 ... 帽子、頬、服

 DIC5 ... 顔、腕、足

 DIC167 ... 髪、靴

 BLACK ... 目、スカート、縁取り

 DIC550 ... 影

 WHITE ... 帽子、ネクタイ
スカート、ボタン

♪ 単色表記例 (モノクロ)

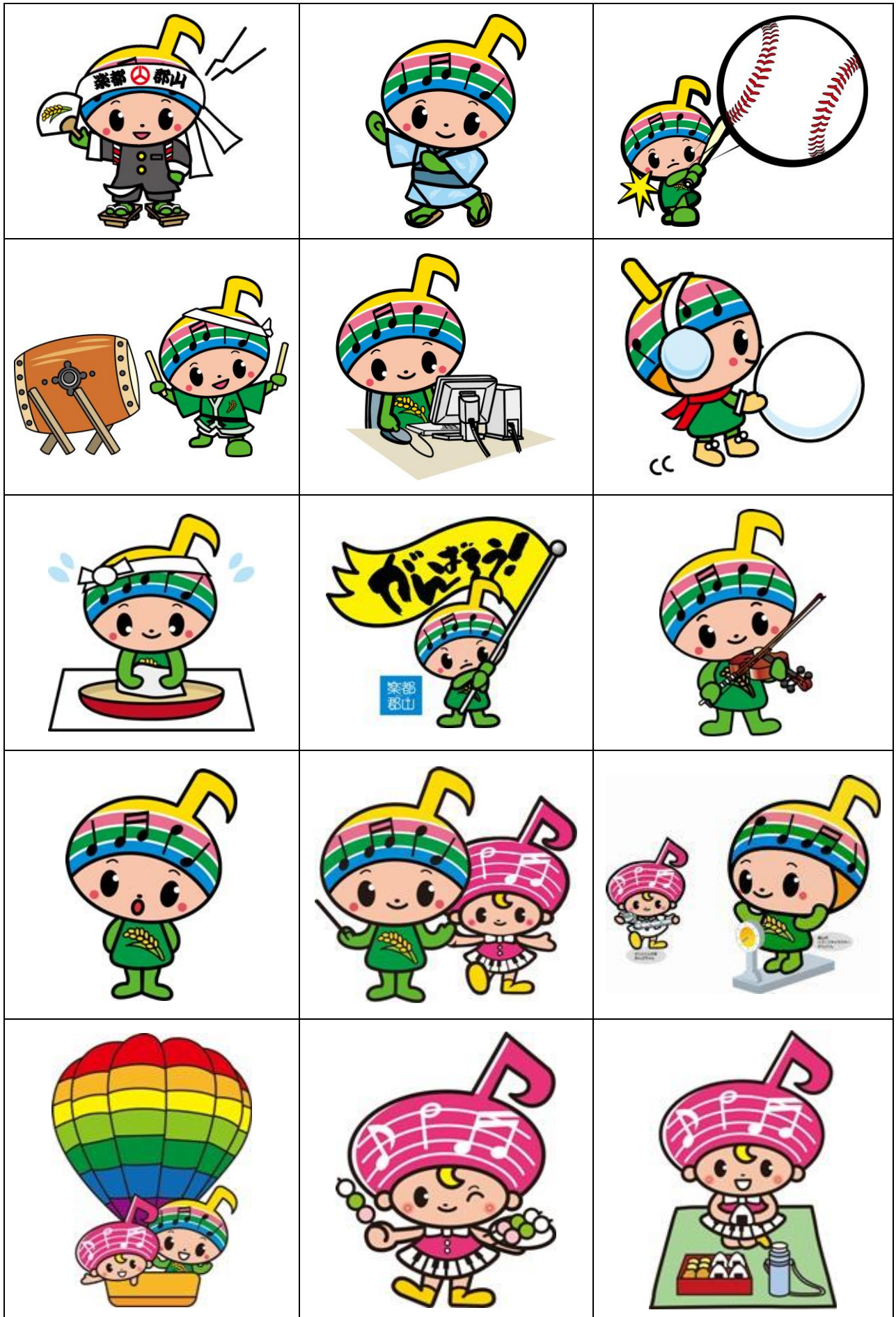


♪ 横(左)・後の展開デザイン



♪ 展開デザイン例





素材公開場所：ファイルサーバー

¥¥bsrvfil10¥160_文化スポーツ部¥国際政策課¥共有¥公開¥がくとくん画像データ

※以下は、「おんぷちゃん」についても同様に扱うこと。

♪ 禁止事例

✘ 指定色（カラー、モノクロ）以外の色で表示をしない



✘ 変形しない



✘ 縦横比を変えない



✘ 反転しない



✘ イメージを損なう華やかな背景を使用しない。



✘ 品質公認等の誤解を与える表記をしない。



【郡山市イメージキャラクター等】利用許諾の審査

郡山市イメージキャラクターのデザインの利用に関する要綱

第4条(利用許諾基準) 利用許諾は、市の印象及び認知度の向上に資すると認められる場合に限り行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を行わない。

- (1) 市の品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (2) キャラクターの印象を損なうおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する用途に利用するおそれのあるとき。
- (4) 市が特定の個人、政党又は宗教を支援又は公認していると誤認されるおそれのあるとき。
- (5) 自己の商標、意匠又は著作物に相当するものとして、独占的に利用するおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切な利用と認めるとき。

各号に該当すると判断する事例

- 風俗営業法に基づく許可申請※を要する営業の種類
- 酒類を取り扱う行為
- タバコを取り扱う行為
- 公営競技を含むギャンブル
- 服を脱ぐ、裸になる、路上に寝る、帽子(音符)を取る等の本来の図柄のイメージを逸脱した行為
- 暴力・乱暴・粗野な行為
- 青少年の健全な育成に反する行為

※風俗営業法許可申請

種別	営業の種類	定義の概要
1号	キャバレー等	客にダンスをさせ、かつ、客を接待して飲食をさせる営業
2号	料理店和風、料亭、待合茶屋、バー、クラブ等	客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
3号	ナイトクラブ、ディスコ等	客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させる営業
4号	ダンスホール等	1号、3号を除くもので、客にダンスをさせる営業
5号	低照度飲食店 (カップル喫茶)	客に飲食させる営業で、照度10ルクス以下
6号	区画席飲食店 (カップル喫茶)	客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難な5㎡以下の客室を設けるもの
7号	まあじゃん屋、ばちんこ屋等 射的、輪投げ、スマートボール等	客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
8号	ゲームセンター、 ゲーム喫茶	7号を除くもの

♪ 名称表記

名称の表記は、二段書きによる場合は、足元にセンタリング又は、左足元周辺に左寄せで表記し、一段書きによる場合は、二段書きと同様の位置とするが、名称を「」又は、スペースを空けて表記する。名称表記としてアルファベット・カタカナ等は、イメージを損なうので使用しない。
原則、名称表記の文字の大きさは、同じとする。

二段書きによる名称表記



一段書きによる名称表記



「おんぷちゃん」の表記は、【がくとくんの妹 おんぷちゃん】とし、表記の方法は上記と同様とする。

♪ 商品表記

商品名に名称を表記する場合（がくとくん〇〇〇〇）は、その商品名の前に製造又は販売業者名を表記する。ただし、大きく上下段に別れて表記されている場合等は、名称と商品名が連続した表記に該当しない。

(例) 〇〇〇〇のがくとくん弁当、〇〇〇〇のがくとくんノート

名称を用いた商品表記



名称と分割した商品表記



♪ 法令遵守と食品表示等の品質表示

JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守し、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をする。（特に食品）

【例】

【弊社は、「郡山市イメージキャラクター がくとくん」の商標を使用しております。商標権者の郡山市は、製造者ではなく、本商品に何らの責任を負うものではありません。】

♪ 名刺、商品、看板等への利用

キャラクターグッズやキャラクターに係る商品を除き、名刺・商品・看板等への利用の際には、デザインの周囲に応援メッセージと名称を記載し、市が特定の企業や商品を保障・公認しているような誤認を与えないよう、配慮する。



郡山市イメージキャラクター
がくとくん

(応援メッセージ例)

がんばれ！楽都郡山！

私たちは、東北のウィーン 楽都 郡山を応援します。

例)

私たちは、楽都郡山を
応援しています！



郡山市イメージキャラクター
がくとくん



郡山市イメージキャラクターについてのお問い合わせ先

郡山市国際政策課 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

TEL : 024-924-3711